

# くらし支える相談センターニュース 第16号

電話番号 052-916-7702 (FAX兼用)

電話受付時間 月曜～金曜 午後1時～午後5時 北区平安2-1-10-701

E-mail: kurashi.soudan@gmail.com 2014年9月1日発行



7月の相談件数は1ケタでした。今後、宣伝など、できることを考えとりくみを強める必要があります。さっそく9月10日(水)の午後に、地域への宣伝行動を行うことにしました。相談センターに参加している相談員が固定化する傾向にあります。月・水・金曜日は複数の相談員で担当したいですね。相談員間の交流もできますので、相談センターに足を運んでください。

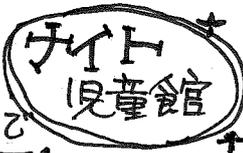
「無料塾」が軌道に乗り始めました。活動を定着させるため、ハウネットからの支援員を増やしていきたいものです。協力をよびかけます。



日本の子どもの貧困率は2012年調査で16.3%と先進国では4番目に高く、再分配後も貧困率がほとんど下がりません。社会保障の恩恵をほとんど受けられないということです。

「政治や行政を待ってはられない」とボランティアによる学習支援(ポトスの部屋など)が各地で始まっていました。ハウネットも昨年の総会方針で無料塾構想を打ち出し、児童館などとの連携を模索し始めました。

子ども達と  
時間を共有するなかで



今年4月から毎週金曜には上飯田児童館のナイト児童館(中高生の居場所づくり)に出かけ、集まって来る子供たちと触れ合いながら関係をつくり深めてきました。卓球をしたり、話をしたり、他愛ない時間を共有して、違和感なく受け入れられつつありますが、まだまだ悩みや相談を受けるまでの関係にはなっていません。もうしばらく、時間が必要かなと思っています。

はじめた行政の  
学習支援のとりくみ

そんな中、この7月から行政の委託を受けた2つの事業が始まりました。1つは、上飯田児童館で週1回開催されるひとり親家庭の中学1年生対象の学習支援です。もう1つは、北医療生協が名古屋市から委託を受けた生活保護家庭の中学3年生対象の学習支援のモデル事業(寺子屋学習塾)です。こちらは2か所(平安通教室、あじま教室)、週2回の開催です。やっと行政が重い腰を上げ、取り組み始めた事業ですが、はじめて1カ月以上がたちやっと形が整い始めたところです。ハウネットが学習場所として提供した相談センターで、前向きに学習に取り組む子どもたちを見ると、無条件にいとおしく、「賢くなって、これからの社会をつくっていったね」との思いがあふれてきます。

無料塾は  
たのしい!

「あっちもこっちもかわり、負担になるかな」との心配は杞憂で、無料塾に出か



つらへ続く

けるのが楽しみになってきました。

楽しみのもう一つは、講師の学生さんたちの魅力的な姿に接することです。定年後は、若い人と同じ仕事をする機会がなかったこともあり、個性的で信頼できる若者がそこにいるというだけで、元気がもらえます。(本田 直子)

### 第18回相談員研修会

『エンディング・ノート』

人の終末をめぐる話が  
自然にできるといいね!

8月18日、山内益恵弁護士が講師で、「エンディングノート」の研修会が開かれました。参加者は、盆明けの影響か、ホウネット会員の参加がよくありませんでしたが、コープあいちから4名の参加があり、講師ふくめて12名、ますますの集まりとなりました。

山内弁護士が、この間、成年後見人を担当していた方の死に出会い、実際に「エンディングノート」の必要性を痛感した体験談もまじえ、名古屋北法律事務所が作成した「エンディングノート」を解説、紹介されました。

参加者からは、「エンディングノート」に死後に知ってもらいたい事項(主に財産関係の事項)の封印などの工夫に対する好感の感想、財産として意外に見落とされている協同組合などの出資金や遺族に戸惑いの多い墓地や埋葬に対する明確な記述の必要性、「エンディングノート」をきっかけに日頃話し合えない人の終末をめぐる話がごく自然にできる、ぜひこういった場をあちこちでつくる必要があるなどの今後の取組みの意見なども出され、盛り上がりました。

### 第19回相談員研修会のおしらせ

相談員以外のかたのご参加  
大歓迎

日時：10月30日(木) 18時30分～

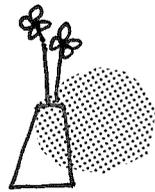
場所：名古屋市北生涯学習センター

講師：白井康彦記者(中日新聞)

テーマ：生活保護をめぐる情勢について

申請は お済みですか

## 臨時福祉給付金



「4月からの消費税率引き上げによる負担を緩和する」という目的で、つぎの二つの臨時福祉給付金が支給されます。

### ①臨時福祉給付金

- 受け取れる方：住民税が課税されていない方
- 支給額：一人につき1万円  
児童扶養手当、特別障害手当などの受給者には5千円が加算され1万5千円

### ②子育て世帯臨時特別給付金

- 受け取れる方：平成26年1月分の児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者には5千円が加算され1万5千円
- 支給額：児童手当の対象となる児童(※)1人につき1万円(※①の給付金や生活保護を受けている児童は除く)

申請先は、平成26年1月1日時点で住民票のある市町村。

名古屋市では、6月9日から対象となる方に申請書が送られているようです。申請期限は9月30日。まだ申請してない方はお早目に。

ご参加ください

## 生活相談活動交流会

とき：9月27日(土)

午後1時30分～

ところ：わかばの里ホール

(北医療生活協同組合)

地下鉄「志賀本通」近く

内容：相談窓口づくりと経験交流

格差・貧困が広がる社会。くらしが大事に至らない前に、アクセスしやすい、頼りがいのある相談窓口が求められています。

